

日本福祉大学 硬式野球部OB会 規約(案)

はじめに

日本福祉大学硬式野球部は1978年発足、愛知大学野球連盟に加盟以来多くの人材を社会に送り出してきた。また、日本福祉大学硬式野球部OB会は、各世代近くでは存在し活動をしていたものの、長年会則を制定しないままに運営されてきていた。

そこで、この数年において一部OBの間で存在しているOB会を結集できないかという気運が高まり正式な組織化を図るべく会則を制定した。

OB会員同士の親睦、現役野球部との交流・支援等をより活発に行なおうというのがその基本方針となる。

(名 称)

第1条 この会は、日本福祉大学硬式野球部OB会と称する。(以下、「OB会」という。)

(目 的)

第2条 OB会の目的は次のとおりとする。

- 1 会員相互の親睦をはかること。
- 2 日本福祉大学硬式野球部との交流及び支援又は応援に関すること。
- 3 現役部員への就職ネットワークの確立及び情報を提供すること。

(組 織)

第3条 OB会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員
日本福祉大学(旧短期大学含む)に入学して硬式野球部に入部し、卒業時まで部に籍を置いていた者。
(マネージャー、学生コーチも含む)
- 2 特別会員
日本福祉大学硬式野球部の教職員顧問(部長)、監督、コーチ経験者でOB会の趣旨に賛同し入会する者。

(役員並びに任務)

第4条 OB会に次の役員を置く。役員はOB会員の中から選任され、任期は2年とする。また再任を妨げない。但し、会長職について2年未満となる場合は副会長が会長を代行する。

会長	1名
副会長	2名以内
監事	2名以内
事務局長	1名
会計	1名
会計監査	2名以内
支部長	若干名

*会長と副会長は兼務できない。会計と会計監査は兼務できない。

第5条

役員の仕事

- 1 会長はOB会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその仕事を代行する。
- 3 監事は、本会の庶務及び会議開催準備履行や催事の準備遂行を行なう。
- 4 事務局長は、OB会の運営に関することを行なう。会長、副会長の仕事補佐を行なう。
- 5 会計は、OB会の収支管理、予算編成および出納管理を行なう。
- 6 会計監査は、会計の年度収支報告を精査し監査報告書を作成する。
- 7 支部長は、事務局からの運営事項などを会員に伝達連絡を実施する。

(名誉会長・相談役・顧問)

第6条 OB会に名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。

- 1 名誉会長、相談役、顧問は役員会において推挙されて選任される。
- 2 名誉会長、相談役、顧問は会務の重要事項について会長の諮問に応じ、又は意見を述べられる。

(支 部)

第7条 支部長は必要に応じて副支部長、支部監事を置き支部の運営を行なうことができる。

- 1 副支部長、支部監事は支部長が指名し、総会の承認を受けなければならない。

(会 議)

第8条 OB会の会議体は総会と役員会とする。

- 1 総会はOB会員をもって構成し、会長が召集してその議長となる。なお、総会の召集がない年、あるいは召集開催が困難な年については年度代表をもってこれに替えることが可能である。

さらに電子媒体により決議もやむなしと議長判断がある場合は、これを総会に替えることが可能である。但しその議事は会員に公表することを条件とする。

- 2 総会は、毎年1回及び必要により開催することとし、次の事項について審議決定する。
 - 1) 規約の制定・改廃に関すること。
 - 2) 役員を選任に関すること。
 - 3) 予算・決算に関すること。
 - 4) その他OB会に関し重要な事項について。
- 3 役員会は、役員のほか顧問をもって構成し、必要に応じて会長が招集しその議長となる。
- 4 役員会は、総会提出案件、その他OB会運営事項等全般について審議する。
- 5 総会・役員会の議事は、どちらも出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 会長は、緊急を要しかつ総会・役員会を招集する時間が取れないと認められた時は、その事項につき専決することができる。
- 7 会長が、前項規定により専決した時は、次回総会・役員会に報告とする。

(会費並びに会計)

第9条 OB会費は、年額1口5,000円とする。但し2口以上納めることは差し支えない。

第10条 OB会の会務に必要な経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充当し、会計の区切りは毎年1月1日に始まり12月31日に終了とする。

(事務局)

第11条 OB会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 1 事務局所在地は、日本福祉大学硬式野球部内(知多奥田)とする。
- 2 事務幹事は事務局長が指名し、総会の承認を受けることとする。
事務幹事は事務局長の業務補佐を行なう。
- 3 事務局の運営等については、必要に応じて会長が事務局長に指示する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、会則の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は、2020年1月1日から導入準備運用を施行する。準備期間は2020年12月31日まで。準備事務局は、1990年卒土方にて遂行する。遂行上随時増員可能とする。なお、問題なき場合は2021年1月より本運営に移行とする。準備局長は土方とする。